

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R5 (2023)	
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20	
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1	
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	11	12	13	15	2	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅰ型)	12 (2か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	18 (3か所)	24 (4か所)	12 (2か所)	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅱ型)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	2 (1か所)	0	
児童自立生活援助事業の入居人数 (Ⅲ型)	6 (6家庭)	7 (7家庭)	8 (8家庭)	9 (9家庭)	10 (10家庭)	0	

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

(ア) 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和5年度は5,238件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30年、令和4年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、児童家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。ま
------------------	--

	た、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
--	---

ウ 資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7年度までに導入されることも踏まえ、さらなる法的対応体制の強化、各区に位置付けられるこども家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続や様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

エ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→		
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→		
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→		
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→		
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	1か所	2か所	3か所	3か所		0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人		27人

(12) 障害児入所施設における支援

ア 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活をしており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

イ 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

ウ 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)		R5 (2023)
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

資料編

1 計画策定の経過

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定にあたっては、庁内における検討体制とあわせて、川崎市子ども・子育て会議において検討を行いました。

<川崎市子ども・子育て会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年8月7日	第1回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う人口推計と量の見込みについて
令和6年9月20日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和6年10月30日	第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定に伴う量の見込み・確保方策について
令和 年 月 日	

<川崎市こども施策庁内推進本部会議>

開催日等	計画策定に関連する主な内容
令和6年7月12日	第2回川崎市こども施策庁内推進本部会議 検討部会 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年9月2日	第5回川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和6年10月23日	第6回川崎市こども施策庁内推進本部会議 「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章の改定について
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

2 川崎市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年10月1日時点（五十音順・敬称略）

役職	部会	氏名	選出区分	所属等
	★	石井 宏之	子育て支援従事者	公益財団法人川崎市生涯学習財団 理事長
	■	一瀬 早百合	学識経験者	和光大学現代人間学部 教授
	■	稲富 正行	労働者代表	川崎地域連合 副議長 ／富士通労働組合プロダクトグループ サブグループ長
	◆	今岡 健太郎	市民委員	公募委員
	◆	奥村 尚三	子育て支援従事者	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会 会長
	★	河村 麻莉子	子育て支援従事者	特定非営利活動法人 子育て支えあいネットワーク満 理事
	◆	小林 雅之	子育て支援従事者	川崎市ふじみ園
○	■ ◆	佐藤 康富	学識経験者	東京家政大学 ／東京家政大学短期大学部児童学科保育科 教授
	★	三瓶 清美	事業主代表	川崎商工会議所 専務理事
	★	塩見 郁美	市民委員	公募委員
	■	柴田 頼子	学識経験者	学校法人鷗友学園女子中学高等学校 特別顧問
	◆	石渡 宏之	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市幼稚園協会 会長
	◆	関口 博仁	子育て支援従事者	公益社団法人川崎市医師会 副会長
	■	丹野 清人	学識経験者	東京都立大学人文社会学部人間社会学科 教授
	◆	長南 康子	認定こども園	田園調布学園大学みらいこども園 顧問
	■ ◆	坪井 葉子	学識経験者	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授
	★	豊島 このみ	子育て支援従事者	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事
◎	■	村井 祐一	学識経験者	田園調布学園大学人間福祉学部 学部長 ／社会福祉学科 教授
	◆	森田 博史	子育て支援従事者	川崎認定保育園協議会 副会長
	■	山崎 浩一	学識経験者	フェリス学院大学文学部コミュニケーション学科 准教授
	★	横島 正志	子育て支援従事者	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
	■ ★	吉田 弘道	学識経験者	専修大学 名誉教授

※1 役職 ◎：会長 ○：副会長

※2 部会 ■：計画推進部会 ◆教育・保育推進部会 ★子ども・子育て支援推進部会

3 川崎市子ども・子育て会議条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- （2） 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 法第6条第2項に規定する保護者
- （3） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4） 事業主を代表する者
- （5） 労働者を代表する者
- （6） その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来局において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第56号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

4 川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱

（設置の目的）

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」を目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。
- （2）青少年施策及び子どもの権利施策並びに保育・幼児教育施策、待機児童対策施策、児童家庭支援施策その他子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。
- （3）その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進本部会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 副議長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

（検討部会）

第5条 推進本部会議に付議する事項について、調査、検討及び意見調整をするため、推進本部会議に川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員（以下「構成員」という。）で構成する。
- 3 検討部会の部会長は、検討項目の内容に応じて、こども未来局長が指名する。
- 4 部会長は、会務を総理する。
- 5 検討部会の副部会長は、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 構成員のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 検討部会は、部会長が招集する。

9 部会長は、緊急を要する場合その他必要と認める場合には、会議の概要等を記載した書面により、構成員の意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって、検討部会の決定に代えることができる。この場合においては、部会長はその結果を書面により速やかに構成員に報告するものとする。

（事務局）

第6条 推進本部会議及び検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 川崎市待機児童対策推進本部会議設置要綱（25川市保推第364号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

川崎市こども施策庁内推進本部会議

◎	市長
○	担当副市長
	総務企画局長
	財政局長
	市民文化局長
	健康福祉局長
	こども未来局長
	川崎区長
	幸区長
	中原区長
	高津区長
	宮前区長
	多摩区長
	麻生区長
	教育次長

◎議長、○副議長 事務局：企画課

5 パブリックコメント手続実施結果（概要）

（１）概要

（２）意見募集の概要

題名	
意見の募集期間	
意見の提出方法	
募集の周知方法	

（３）結果の概要

◇意見提出数 通（電子メール 通、ファックス 通、持参 通）

◇意見件数 件（電子メール 件、ファックス 件、持参 件）

項 目	A	B	C	D	E	件数
合 計						

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、当初案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

（４）意見の内容と対応